

## 調査報告書の要旨

### 1 調査委員会の構成

当社と利害関係の無い3名の弁護士

### 2 調査委員会の目的

- (1) 報道された担当記者への不適切発言にかかる事実関係の解明及び認定された事実の検討・評価
- (2) 当社のコンプライアンス関連規定の整備・実施状況と実効性にかかる事実関係の解明及び認定された事実の検討・評価
- (3) 当社に対する再発防止策の提案

### 3 調査期間

2026年3月13日～2026年4月14日

### 4 調査方法

- (1) 各種資料の分析  
当社等から提出された各種資料、公開資料及び報道内容に関する資料の分析及び検証
- (2) アンケート結果の分析  
当社によって実施された社員匿名アンケートの結果を精査分析
- (3) ヒアリングの実施  
相田社長、取締役1名、全社従業員28名
- (4) 関係報道機関等への書面による照会  
報道された担当記者が属する報道機関等に対して書面による照会を実施

### 5 調査の結果認定された事実・評価

相田氏によって週刊文春電子版で報道されたとおりの不適切発言が行われたことが認められる。

相田氏は、不適切発言の直接の相手方たる山形新聞社の担当記者及び山形新聞社に

対して謝罪し、山形新聞社及び担当記者は相田氏に対し刑事・民事の責任追及は行わない意向を示している。

2021年のパワハラ事案を受けた再発防止策として、相談窓口の設置、定期アンケート、社内研修等が実施されてきた。これにより、一定の改善が見られた。しかし、制度が従業員に十分に浸透し機能しているとは言い難い。

## 6 提言

### (1) 相田氏の処分についての意見

相田氏の不適切発言は、会社の品位を著しく傷つけ、社会的信用を失墜させる行為である。

今回は2021年の処分（厳重注意）を経た後に生じた事案であり、会社は、相田氏に対し、過去の処分よりも重い処分を検討すべき段階にある。

しかし、一方で、新スタジアム建設や新規出資者との関係において、相田氏の存在は必要不可欠と考えられ、今回の不適切発言に至った経緯が、会社（スタジアム建設）を守るための過剰な防衛行為と評価できることや、相田氏の代表取締役就任以降の顕著な業績向上という貢献も勘案すべきである。

以上を踏まえた上で、相田氏については、次の処分が相当と思料する。

- ・ 役員報酬の減額（月額報酬30%を4ヶ月間減額する）

（なお、取締役報酬は、株主総会決議事項である。）

- ・ 教育・研修の受講（外部専門機関が実施するアンガーマネジメントプログラム及びエグゼクティブ・コーチングの個別受講を義務付ける）

### (2) 再発防止策についての意見

今回の不適切発言の背景には、以下の原因が複合的に絡み合っている。

ア 相田氏の経営トップとしての資質と認識の甘さ

イ 権限の一極集中と組織機能の不全

ウ 不十分なコンプライアンス・ケア体制

上記の原因を解消するため、会社は速やかに以下の措置を講じるべきである。

ア 相田氏に対するプログラムの実施等

イ 経営・マネジメント体制の是正

ウ 取締役会の体制強化

エ 取締役を対象としたハラスメント規定の新設

オ 実効性のある通報制度とケア体制の再構築並びに研修の継続